

## 開 会

司 会 ただいまから、千葉県消費者行政審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を担当いたします県民生活課副課長の横尾です。どうぞよろしく願  
いいたします。

## 挨拶

司 会 開催にあたりまして、米田環境生活部長よりご挨拶を申し上げます。

米田環境生活部長 皆さん、こんにちは。米田でございます。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。  
また、皆様方には、ふだんから千葉県の消費者行政の推進につきまして大変ご尽力いた  
だきまして、まことにありがとうございます。それともう一つ、この審議会の委員を快く引  
き受けていただきまして、どうもありがとうございます。

皆様方には、私が申し上げることは釈迦に説法みたいなものですが、このごろ消費者を  
取り巻く環境はすごく変化しておりまして、特にIT関連とかインターネットの普及によ  
りややこしい問題がたくさん出てきておりまして、県の消費者センターと市町村の消費  
者相談の窓口で、今年の11月までの集計ですが、約6万5,000件の相談が寄せられていま  
す。6万5,000件の内訳はまだ取っていないですが、15年度がまとまっていますので見て  
みますと、15年度の中で特に注目したのは、10代から20代、30代ぐらいまでの人た  
ちの相談がやたら増えているのです。14年度が2万180件ぐらいです。これが、15年度に  
なりますと、10代から30代までの相談が4万830件、2倍以上になっています。

年齢だけでなく全体を眺めてみますと、電話の情報とかそういったものに対する、おれ  
おれ詐欺などでよくありましたが、身に覚えのない請求とか。私も1回やられたことがあ  
りまして、うちの息子を疑ってしまっただけ悪いことをしちゃったのですが。架空のも  
のが、13年度は3,100件ぐらいだったのが、14年度が5,400件。ここではあまり増えて  
なかったのです。ところが、15年度の集計で2万7,828件、5倍以上に増えているので  
す。これがなかなか、きょうは弁護士の先生がたくさんいらっしゃいますが、解決するの  
が大変難しいといいますが、一番簡単なのは無視するのが一番いいのだということになっ  
ておりますが、消費者行政の中でも、グローバル化といいますが、よく聞いたことのない  
島からの請求であるとか、ロシアからの請求であるとか、そんなのが出てきまして、解決  
が非常に難しくなっているというようなところもあります。

そういう中で、国のほうは消費者基本法を改正いたしまして、また公益通報者保護法と  
いうのも成立いたしました。いま聞きますと、消費者団体訴訟制度のほうも検討されてい  
るということで、消費者行政も政策も新しい時代に入ってきたのではないかという感じを  
非常に強くいたします。それを県もしっかり受けとめて前向きにやらなきゃいけないとい  
うふうに思っておりますので、皆さん方、これからいろいろな問題のご審議をいただきま  
すけれども、ぜひとも忌憚のないご意見をいただきながら、県を叱咤激励をしていただい  
て、現在の時代に合った行政をやるようにという方向づけをぜひしていただければと思

ます。

役人というのは県庁の中に引きこもっているような状態がありまして、実際に生活している方々との考え方の乖離みたいなものがありまして、つまらないことを言いますが、正月に私は家に帰って母親、父親と話をしていましたら、「おまえとしゃべっていると役人としゃべっているようだ」と。私は役人ですけれども。というようなことを言われまして、親からそんなことを言われるということは非常にショックでありまして、いかに自分の考えが一般の人たちと乖離しているかというのが如実にわかってがっかりした経験がありますが、そんなことのないように、また皆さん方にお叱りを受けながら、消費者行政をしっかりやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## 委員紹介

司 会　　続きまして、今回の審議会は委員改選後初めての審議会ですので、私から委員の皆様を紹介させていただきます。

お手元に委員名簿を配付してございます。ご参照いただきたいと思います。なお、名簿は、委員の構成順、そして 50 音順に記載しております。本日は、この名簿に従いご着席いただいております。

議長席に向かって左側の列から紹介させていただきます。

上 原 章 委員でございます。  
鎌 野 邦 樹 委員でございます。  
楠 本 くに代 委員でございます。  
陶 山 嘉 代 委員でございます。  
高 巖 委員でございます。  
村 千鶴子 委員でございます。  
飯 田 和 子 委員でございます。  
田 島 博 良 委員でございます。

続いて右側の列でございます。

山 田 多恵子 委員でございます。  
和 田 三千代 委員でございます。  
伊 藤 捷 雄 委員でございます。  
笹 川 恭 広 委員でございます。  
鈴 木 敏 子 委員でございます。  
高 屋 彰 二 委員でございます。  
中 山 卯一郎 委員でございます。  
米 田 謙之輔 委員でございます。

また、本日、都合により欠席されている委員の方をあわせて紹介させていただきます。

滝 沢 昌 彦 委員  
国 松 実枝子 委員  
星 野 利 夫 委員  
佐久間 隆 義 委員

でございます。

以上 20 名の皆様にご就任いただいております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

## 事務局職員紹介

司 会 続きますして、事務局職員を紹介いたします。

県民生活課 山辺課長でございます。

県民生活課消費者行政推進室 宮崎室長でございます。

千葉県消費者センター 志村所長でございます。

その他関係の職員を同席させていただいております。よろしくお願ひしたいと思ひます。  
会議に入る前に、お手元に配付の資料の確認をさせていただきます。

「資料配付一覧」と記載してあるペーパーがございますが、

- 1 千葉県消費者行政審議会次第
- 2 千葉県消費者行政審議会委員名簿
- 3 資料 1 「千葉県消費者行政審議会議事運営規程」の一部改正について
- 4 資料 2 「消費者基本法改正内容と千葉県消費者保護条例改正準備作業について」
- 5 関係規程一覧 消費者基本法  
千葉県消費者保護条例  
千葉県行政組織条例抜粋  
千葉県消費者行政審議会議事運営規程  
千葉県消費者行政審議会あっせん・調停処理要領

がございます。

何か不備がございましたら、おっしゃっていただきたいと思ひます。

本日の審議会には、委員 20 名中 16 名の出席をいただいております。したがひまして、千葉県行政組織条例第 32 条第 2 項の規定により会議が成立していることをご報告申し上げます。

## 仮議長選出

司 会 それでは、これより会議次第に基づいて議事に入ります。

千葉県行政組織条例第 32 条第 1 項の規定によりますと、「会長が議長となる」とされております。しかし、今回、委員の委嘱後初めての審議会であるため、会長が選出されておひりません。したがひまして、選出されるまでの間、仮議長に進行をお願ひしたいと思ひます。

仮議長につきましては、消費者問題にも直接携わっておられ、委員経験も豊富な上原委員にお願ひしたいと思ひておひりますが、いかがでございますか。

(「異議なし」の声あり)

司 会 異議なしということでございますので、上原委員、よろしくお願ひいたします。

上原仮議長 それでは、議長が決まるまでの間、しばらく私が議長を務めさせていただきます。

議事進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

## 議事録署名人選出

上原仮議長　はじめに、議事録署名人の選出ですが、議事運営規程により私から指名ということをお願いしたいと思います。

大変恐縮ですけれども、議事録署名人には、

和田委員

山田委員

の2人をお願いしたいと思います。

## 議 事

### 会長の選出について

上原仮議長　次に、議題「会長の選出について」ですが、千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により「委員の互選によりこれを定める」とされておりますので、会長の選出をお願いいたします。どなたかご意見をよろしくお願いいたします。

伊藤委員　前会長さんも千葉大学の委員さんをお願いしたと伺っておりますので、今回も千葉大学の鎌野委員をお願いしてはいかがかと思いますが。

上原仮議長　ただいま伊藤委員から鎌野委員にという推薦がありました。いかがでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）

上原仮議長　では、異議がないようですので、会長は鎌野委員をお願いしたいと思います。

規定により、以後の議事進行は鎌野委員をお願いいたします。

ご協力ありがとうございました。

司 会　それでは鎌野会長、議長席のほうへお願いいたします。

では、よろしくお願いいたします。

鎌野会長　せっかくのご指名ですし、また千葉県内にございます千葉大学の一員ということで、せっかくご推薦いただきましたので、こういった問題に詳しい先生の中で僭越ではございますが、若輩者ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

### 副会長の選出について

鎌野会長　議題「副会長の選出について」でございます。

副会長についても「委員の互選により選出」ということになっておりますが、いかがいたしましょうか。

伊藤委員　現在も消費者生活相談員をされておられますし、また消費者の現状をよくご存じの楠本委員をお願いしてはいかがでしょうか。

鎌野会長　ただいま伊藤委員から、副会長は楠本委員にという推薦がありました。いかがいたしましょうか。

(「異議なし」の声あり)

鎌野会長 異議なしということですので、副会長は楠本委員にお願いすることといたしたいと思います。

楠本委員、お引き受けいただけるでしょうか。

楠本委員 よろしく願いいたします。

鎌野会長 では、副会長は楠本委員にお願いいたします。

## 消費者苦情処理部会委員の指名について

鎌野会長 3番目の議題として「消費者苦情処理部会委員の指名について」ですが、これは千葉県消費者行政審議会議事運営規程4条の規程により設置されている消費者苦情処理部会の委員でございます。この部会の委員については、これまた千葉県行政組織条例33条2項の規定によって「会長が指名すること」となっております。急な話ですが、ここには適任の委員がいらっしゃいますので、会長指名ということですので、私のほうから指名させていただきます。

この点について、あらかじめ事務局のほうで名簿の用意があるようですので、その配付をお願いいたします。

(事務局より「消費者苦情処理部会名簿」配付)

鎌野会長 お手元の、陶山委員、滝沢委員、村委員、和田委員、伊藤委員にお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鎌野会長 そういったことでよろしく願いいたします。

## 消費者苦情処理部会長の選出について

鎌野会長 続きまして、議題「消費者苦情処理部会長の選出について」でございます。

これも、千葉県行政組織条例第33条3項の規定により、「部会に属する委員の互選によってこれを定める」と規定されておりますが、部会委員の皆様のご了承が得られましたら、このまま私のほうで議事進行で部会長の選出をしてはと思っておりますが、部会委員の皆さん、いかがでしょうか。改めて集まって互選という手続をこういった形でさせていただいてよろしいかということでございます。

(「異議なし」の声あり)

鎌野会長 ご承認いただいたと理解いたしまして、部会長の選出をいたしますが、部会委員の皆様、ご意見はございますか。

伊藤委員 部会の事務にあっせん及び調停がございますので、法律の専門家であります村委員にお願いしてはいかがでしょうか。

鎌野会長 ただいま伊藤委員から村委員にという推薦がありましたが、部会委員の皆様、いかがでしょうか。私のほうも、ぜひとも申し上げる次第ということで。

(「異議なし」の声あり)

鎌野会長 それでは、ご異議がないようですので、部会長は村委員にお願いしたいと思いますが、村委員、お引き受けいただけますか。

村委員 はい。

鎌野会長 どうぞよろしくお願ひいたします。村先生は、私は常日頃から尊敬しております。ぜひともお願ひしたいと思います。

## 千葉県消費者行政審議会議事運営規程の一部改正について

鎌野会長 それでは、続きまして議題 「千葉県消費者行政審議会議事運営規程の一部改正について」です。

千葉県行政組織条例第 34 条の規定により、付属機関の議事及び運営に関し、必要な事項は会長が定めることになっております。そこで、今回皆様にお諮りしたい事項は、運営規程第 14 条「会議等の非公開」という点の改正についてです。この点、多少、条例等あるいは運営規則等の説明も必要かと思ひますので、事務局から説明をお願ひいたします。

宮崎消費者行政推進室長 お手元の資料 1 をご覧ください。「千葉県消費者行政審議会議事運営規程の一部改正について」でございます。

資料 1 の 3 ページ、アンダーラインを引いてある「(会議の非公開) 第 14 条 審議会及び部会の会議及び議事録並びに消費者苦情処理部会の行うあっせん又は調停の手続きは公開しないものとする。」という規程がございます。

4 ページ、「千葉県情報公開条例抜粋」ですが、平成 17 年 4 月 1 日に施行予定で、平成 16 年 12 月千葉県議会において改正されました。「(会議の公開) 第 27 条の 3 実施機関に置く付属機関及びこれに類するものの会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で当該付属機関及びこれに類するものにおいて公開しないことと決定したときはこの限りでない。」ということで、原則公開の条例の改正が行われ、この千葉県消費者行政審議会のほうもこれに該当してくるということで、次の 5 ページの一部改正(案)「(公開等) 第 14 条 審議会、部会の会議及び議事録は公開する。ただし、審議会、部会の決定により非公開の決定をしたときは非公開とすることができる。」というふうに変更したいということでご提案申し上げます。

鎌野会長 ご説明があったとおりです。

ただいまの改正案について、何かご質問、ご意見ございますか。

平成 17 年 4 月 1 日施行の情報公開条例でも原則公開ですし、また、こういった消費者行政という県民・国民にとって非常に重要な事項については、他のいろいろな事項と同じように公開を原則にすべきだと私も考えますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鎌野会長 それでは、賛同を得られたといたしますか、事務局提案のとおり一部改正を了承することにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、本日付でこの運営規程の改正をさせていただきます。

本日の審議事項は、最初ですので、ある程度最初の基本的な形式的なことかもしれませんが、それを定めてということで、審議事項は以上でございます。

## 報 告

### 消費者基本法改正内容と千葉県消費者保護条例改正準備作業について

鎌野会長 議事次第にもありますように、事務局から報告があるとのことですので、事務局から説明をお願いいたします。

宮崎消費者行政推進室長 この機会をいただきまして、消費者基本法の改正と、千葉県消費者保護条例の改正準備作業についてご報告いたします。

資料2を見てください。「消費者保護基本法の改正について」ということで、「背景」に我が国の消費者政策の基本的な枠組みを定めてきた消費者保護基本法は、1968年制定以来36年が経過し、制定当時とは消費者を取り巻く環境が大きく変化したために、それらの変化に対応し、全ての消費者が安全で安心な消費生活を送れるようにするために、消費者保護基本法を抜本的に見直して消費者施策を充実・強化していくことが必要ということで、昨年6月に「保護基本法」が「消費者基本法」という形で改正されました。

この改正内容が(2)です。

が「基本理念の新設」ということで、「消費者の権利の尊重」「消費者の自立支援」。「消費者の権利の尊重」は、新たに八つの権利を明記ということですが、これは2枚めくりますとカラーで「消費者基本法」、抜粋で主なところだけ出してございますが、その左側の黄色の上から2段目「消費者の権利」ということで、

- 消費生活における基本的な需要が満たされる権利
- 消費生活における健全な生活環境が確保される権利
- 必要な教育の機会が提供される権利
- 意見が消費者政策に反映される権利
- 安全が確保される権利
- 必要な情報が提供される権利
- 被害から適切かつ迅速に救済される権利
- 消費者の自主的な選択の機会が確保される権利

と権利が明記されたところでございます。

戻っていただきまして、「消費者の自立支援」ということで、消費者を「保護される者」から「自立した主体」へと捉え直すことを基本とした理念が新設されました。

として「事業者の責務等の拡充」ということで、

事業者として、安全の確保等を責務とし、さらにそれを担保するため自主行動基準の策定等を努力義務としました。

事業者団体の規定として、苦情の処理体制の整備や事業者の自主行動基準の作成の支援に努める。

消費者として、自ら進んで知識を習得し、自主的かつ合理的に行動するよう努める。

消費者団体として、消費者教育・啓発、被害の防止及び救済のための活動に努める。ということで、この中で消費者団体と事業者団体については新しい規定ということで追加されてございます。

として「基本的施策の充実・強化」ということで、

「消費者契約の適正化等」ということで、新たに勧誘の適正化及び公正な契約条項の確

保と消費者・事業者間の取引の適正化に取り組むことが明記されております。

「啓発活動及び教育の推進」ということで、生涯にわたって消費者生活についての学習の機会があまねく求められている状況から、学校、地域、家庭とさまざまな場を通じた消費者教育を充実させる施策を講じるようにという形になってございます。

「苦情処理及び紛争解決の促進」ということで、地方公共団体は苦情の処理のあっせん等に努める。都道府県の役割としては、高度の専門性または広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせんを行うようにということが明記されてございます。

「高度情報通信社会への進展への的確な対応」ということで、新たに情報化の進展への対応について明記されております。

「国際的な連携の確保」ということで、新たに国際化の進展への対応について明記されております。

それから「環境の保全への配慮」ということで、新たに環境の保全への配慮について明記されてございます。

として「消費者政策の推進体制の強化」ということで、

「消費者基本計画の策定」として、消費者政策の計画的な推進を図るため、政府は基本計画を策定する。

「消費者政策会議」として、消費者保護会議を消費者政策会議として機能強化する。

一番変わったのは法律の名前で、「消費者基本法」に変更されたということでございます。

この消費者基本法についての近県の対応ですが、近県では、神奈川県、埼玉県が今年度中に条例を改正する予定と聞いてございます。東京都は、平成 14 年度に改正したので、一部改正するかどうかを検討しているという話を聞いております。

なお、本県でも、皆様に大変ご迷惑をかけましたけれども、実は去年の 9 月に条例改正の諮問をする形で準備を進めていたのですが、知事のほうから「県民の声を幅広くもっと聞いてほしい」という話が出ましたもので、急遽、きょうまで審議会を延期させていただいたところでございます。

次のページですが、「消費者基本計画について」ということで、消費者基本法第 9 条に基づいて、消費者政策における重要課題に政府全体として計画的・一体的に取り組むための基本的方針として、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間を対象とした消費者基本計画を定めることとなっております。

今次基本計画が目指す消費者政策の基本方向として、基本法成立後初めての計画であり、消費者の権利の確立とその自立に向けた基盤整備を重要な柱とするとして、次の三つの課題に取り組むこととしております。

として「消費者の安全・安心の確保」。食品をはじめとする商品やサービスの安全性に対する不安が社会的に高まっていることから、リコール制度の拡充やトレーサビリティシステムの普及促進等により、消費者の安全・安心を確保する。

として「消費者の自立のための基盤整備」ということで、消費者取引の多様化や複雑化を受け、従来の取引に関するルールの間隙を突く形でさまざまな消費者トラブルが発生しているということで、この急増する消費者トラブルを効果的に防止するため、取引ルールの整備や消費者団体の活動を促進して、トラブルの事前防止、拡大防止を図るための消



消費者団体訴訟制度を導入し、また学校、地域、家庭等のさまざまな場を通じた消費者教育の推進等により消費者の自立を支援することにしております。

として「緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応」ということで、架空請求、不当請求、外国為替証拠金取引等の緊要なトラブルに対しては、新たな手口や形態の迅速な把握に努めるとともに、悪質事業者の監視・取り締まり、広報・啓発活動等の施策を政府一体となって機動的・集中的に講ずるとされてございます。

この3本の柱を受けて、基本的な方向と主な課題を踏まえた今次の基本計画における消費者施策の重点として、

リコール制度の強化・拡充

リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進

食の安全・安心分野におけるトレーサビリティシステムの普及促進

として、個別分野ごとのルールでは新しい取引形態の迅速な対応が困難だということ、縦割り行政の弊害をなくすということ、分野横断的・包括的な視野に立った取引ルールをつくるよう進める。

として、消費者全体の利益のために訴えを提起することを認める消費者団体訴訟制度の導入。

として、法により消費者の自立支援が規定されたことから、消費者センターと学校や社会教育施設における消費者教育の推進。

として、消費者からの苦情相談情報を活用した消費者トラブルの防止。

として、緊要な消費者トラブルへの対応に対して、広報、啓発等を的確に対応していくということでございます。

国のほうの消費者基本計画の現在の進捗状況ですが、12月に素案ができて、現在、パブリックコメントが1月末で終了し、3月中に消費者政策部会の議論と消費者政策会議の決定を経て年度内に策定、公表されると聞いてございます。

この消費者基本計画に対しての近県の状況ですが、埼玉県は、今年度、基本法を受けた改正を行ったので、計画を受けた改正は行わないとのことでございます。また東京都は、どうするか今後検討し、神奈川県は、次年度以降、計画にあるものを策定する予定となっております。

千葉県のほうは、基本計画に当たるものとして「千葉県消費者行政施策大綱」を平成7年に策定してございます。基本法及び基本計画の考え方と相違が出ている箇所も出ておりますので、見直しましては大綱を廃止した上での新たな基本計画の策定が必要になってくるのではないかと考えてございます。

次のページ、私どもの千葉県消費者保護条例ですが、本県の条例は、改正前の消費者保護基本法を踏まえて昭和50年に制定され、63年に大幅改正されたもので、消費者基本法との相違点が生じてきている状況でございます。

改正の検討内容としては、具体的には5点ほど掲げてございます。

基本理念として、「保護」から「自立支援」に転換させるか。

消費者の権利として、先ほど国のほうは八つの権利と申しましたが、千葉県は今五つの権利を掲げてございますので、それを法律に合わせて追加・修正するかどうかという問題。

各主体の責務等として、事業者・消費者の責務等を法律に合わせて見直していくかどうか。

不当な取引方法の禁止ということで、ただいま千葉県で 13 の不当な取引方法の指定をしてございますが、その内容について見直すかどうか。

知事への申し出ということで、申し出対象を見直すかどうか。

というものが現在のところ考えられるものではないかと考えております。

それから、先ほども申しましたが、「県民の意見の収集」ということで、本県では、政策立案段階から多くの県民に県政に参加することを求めまして、地域ごとにタウンミーティング等を開催し、県民参加の県政づくりを推進しているところでございます。

条例の改正にあたりまして、消費者問題は県民の暮らしに直結する重要な問題であるということで、昨年 8 月に実は県内の消費者団体あるいは関係者にお集まりいただき意見交換会をし、意見収集を行い、準備を進めたところですが、さらに多くの県民から意見を聞いて、条例案に結実していくことが必要との指示があったため、改正素案を審議会へ諮問することを見送った状況でございます。

現在は、多くの意見を聞くということで、皆さんが入りやすい形を考えまして、勉強会と称していろいろな集まり、消費者団体を中心になっていただいても結構ですし、町内会あるいはいろいろな団体の集まりという形で集まって、そこで勉強会を開いていただきまして、その意見をだんだん集約して保護条例のほうに結びつくような形になれば幸いということで現在行っているところでございます。

この勉強会は、消費者団体等に自主的に開催していただきまして、例えば地域ごとに違ったテーマで講演や寸劇等を行い、またその後、基本法の説明や意見交換会を行って、出された意見は条例・計画等に生かされるような形で持っていきたいと考えております。

勉強会の開催状況ですが、第 1 回は 2 月 16 日に我孫子市において「我孫子市消費者の会」(きょう委員で出ている和田委員のところ)で開催していただきまして、ここで「売れる野菜と消費者基本法」をテーマとして講演と消費者基本法についての説明、またその後意見交換をさせていただいたところでございます。

年度内では、3 月 1 日、明日ですが、習志野市の消費生活研究会主催で、3 月 14 日には千葉県消費者団体連絡協議会主催で、3 月 22 日は千葉県生活協同組合連合会主催で、3 月 28 日は佐原市消費者協議会主催での開催が決定してございます。その他の地域についても開催が検討されているところでございます。

(5) 次年度の当審議会の開催の関係ですが、現在のところ、勉強会で出された意見をもとに改正素案が作成されることを私どもは期待しておりまして、その内容について審議会にご審議いただく予定でございます。

この勉強会がどのぐらいの規模でどのぐらいの回数で行われるということが今の段階では推測できませんので、次回の審議会の開催時期、また内容については、機が熟すといえますが、内容が熟した段階で開催等を検討させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

鎌野会長 今、事務局からの説明をいただきましたが、これについて何かご質問、ご意見ございますか。

田島委員 きょうはどこら辺まで今の報告について意見交換をされるのかちょっとわかりかね

ることがあるのですが、思っていることを2点ほどよろしいでしょうか。

鎌野会長 はい、どうぞ。

田島委員 ただいま県から説明がありました内容については、ぜひ積極的に。先ほど米田さんが言われたようなことが、わが自宅でも、娘が携帯の不当請求みたいのであたふたしたこともありまして、私が交通事故に遇ったという電話も女房が受けたりもしてまして、本当に他人事ではないなど。それから、近くで、1人住まいのおばあさんですが、シロアリの法外な価格請求をされたとかいう事例があります。先ほど説明ありましたように、千葉県の消費者保護条例を、ぜひ、消費者基本法の改正の精神とか内容に合わせて充実したものにしていきたいなという思いがございます。特に、被害をできるだけ未然に予防するというところと、仮に被害に遇ったときにしっかり救済してあげるといいますか、そういうところをつくっていくことも大事だと思ひまして、ぜひ積極的な意味合いのある内容にしていただけるといいのが1点目です。

2点目は、県の消費者保護条例に基づきまして、さまざまな県内の状況とか、消費者センターへの相談もあると思ひますので、これまでの保護条例のもとで、県内の消費者の生活とか、消費者被害を含めた事例とか、どういう中身があったのかというのを、県自身が果たしてきた役割、あるいは不十分だったところはどこなのかを含めて、1度しっかり振り返りをしていくことが必要ではないか。

そういう点で、私も県民の1人として一緒になってぜひ安心して暮らせる消費生活をつくってきたいということで、いま報告された内容について個人的な思いを述べさせていただきました。

鎌野会長 どうもありがとうございました。大変貴重なご意見あるいはご提案ということで。

第1点は条例改正の必要性、特に被害防止あるいは救済がより効果が上がるようにと。第2点は、事務局への今後の審議会に向けての要望ということでしょうか、これまでの条例のもとで行政を行ってきたけれども、県内の被害状況はどうだったのか、県の役割について今後どういった課題があるのかといったことを、この場で資料などをご提供いただきたいということです。

事務局から何かございますか。

山辺県民生活課長 今、田島委員からお話がありました。基本的に国の法律が改正されました。今回は特に「保護」から「消費者の権利あるいは自立」ということで、言葉的には非常に甘い言葉が並べられているのですが、これは「基本法」という名前のごとく、これを今後どういうふうに具体化していくか、あるいは、この法律あるいは今後の計画を消費者がどういうふうな道具として使っていくかというところが、多分、この法律の前進的な側面が生きるか、あるいは国が今まで保護していたものを保護をやめて、消費者がある意味では外に放り出されて、放り出されたままになって消費者が困っちゃうのかということも言えるのではないかと思います。特にこれから私どもとしては、基本法が改正されたので条例も理想的な条例に改正した上で、「県民の皆さん、条例が新しくなりましたから一緒に自立していくための勉強をしましょう」という方法もあるかとは思ひますが、この条例を改正していく作業自体に県民の皆さんとの意見交換をやることによって、保護法から基本法に変わったのはどういう意味があるとか、あるいはこれからそれをどういうふうな条例に反映させて、消費者一人ひとりがどういう立場でやっていかななくてはいけないのかという

議論をしていく中で、それぞれ県民の方々もこの法律改正の意味を少しでも理解してもらって自覚して、つまり何もしないと保護してくれない世の中になっちゃうかもしれないということも含めて、条例改正という作業にみんな参加していく中で勉強していってもらうのがいいのではないかとこのふうにも考えておりました、そういう意味で、これからできるだけそういういろいろな現場に出て行って、皆さんの考えている声を聞く中で、一つは条例をつくっていく作業につなげていきたいと思っておりますが、そういう勉強会をすること自体が基本法の趣旨を生かす作業ではないかと思っております。

先ほど田島委員からあった、今までどういう苦情があって、なかなか苦情がなくならなかったのはどういうところに原因があって、これからの苦情に対してはこういうふうに対応していかなくてはいけないかといったことは、今のところあまり科学的に資料としては十分にでき上がっていませんが、いろいろな統計データもございますので、そういうのは県民との意見交換の場でも出していきますし、またこういう席でも今後の機会に報告していきたいと思っております。

高委員　今回初めて審議会に加えていただきまして、一体どういう議論をするのかよくわからなくて、本当に単純な質問を事務局の方にさせていただきます。まず、この消費者保護条例を改正する場合の狙いは、極論しますと、日本で最も進んだ条例をつくりたいのか、それとも、消費者基本法ができたので、それと齟齬のないような形のものをつくれればよいとお考えなのか。そのところをお聞きしてからでないと、何処まで言えるのかが見えませんので、まずその点を確認させていただけますか。たとえば、スタッフの方とか、時間とか予算とかいろいろあるでしょうから、あまり無理なことを言っても、無理であればそうした発言はやっぱり控えたほうが良いかと思えますし、また逆にこれからは千葉県がこの分野でリーダーシップを発揮するというお気持ちでおられるのなら、それに合致した意見を申し述べたいと思えます。

山辺県民生活課長　答えになるかどうかわかりませんが、一つは、この消費者行政に限らず、これから知事が誰になるか今はわからない状態なので何とも申し上げられませんが、少なくとも今までの考え方としては、いろいろな計画をつくっていく中で、消費者問題に限らず、事務局でまとめるのはやめなさいという形で、福祉計画とかさまざまな計画づくりがこの間なされてきておりました。今までのような形の行政が今後も続くという仮定に立っていくのであれば、うまく事務局でまとめたペーパーを例えば審議会あるいは意見交換の場に出すのはやめなさい、逆に、そういう意見交換の場でいろいろな意見が出た、その報告をきれいな形でまとめるのはやめなさいということは、今までいろいろな機会に知事からも話がありました。

もう一つは、今時点で日本で一番先進的な条例にしようか、あるいは基本的には基本法に則った条例にしようかというのは、はっきり言って今のところ何も考えておりません。

それから、今の千葉県の保護条例は、全国的に見て、先進的かどうかわかりませんが、少なくとも昭和 63 年の改正のときに、消費者の五つの権利、この権利に絞られる過程でもいろいろな議論がされてきたと思いますが、というものが入っているという点では、多分、その時点では進んでいた条例だったのかなと思っております。

鎌野会長　私の理解ですと、ここの審議会などでもできるだけ先進的なものにするということで、どんどん意見を述べてほしいと。とは言っても、審議会内部でもいろいろな意見があるでしょうし、事務局というか県の行政の都合もあるでしょうけれども、とにかくこの審

議会ではそのあたりは遠慮なくどんどん意見を述べてくださいという理解でよろしいでしょうか。最終的にはいろいろなことが調整が必要になってくるのかもわかりません。

高委員　もちろん、実現可能性ということもありますので、これはご検討いただいて、委員の皆さん方からいろいろ出してもらった上で決めればよいことだと思います。それを前提にした上で、先ほど説明いただきました保護条例の2番目の「検討内容」ですが、私は、この柱は基本的に全く問題ない、この方向で行きたいと思うのですが、この中に行政の役割が、あまり大きな問題ではないということを書かれなかったのかもしれませんが、いわゆる消費者基本法の立場は、基本的に行政は守らない、消費者が自分の力で自立していく、権利を実現していくという考え方に立っておりますから、行政の役割はここにあまり明記する必要はないということを書かなかったのかもしれませんが、消費者が権利を実現していくためには行政のサポートがないといけなないと思います。

従来のものとはちょっと違った意味で、私がいま個人的に考えていることを申し上げます。現在、国は団体訴権制度のあり方を議論しており、まだ決着がついておりませんが、これは間違いなくできると思います。適格要件を備えた消費者団体に、おそらく差し止め請求権だけだと思います。損害賠償請求権はつかないと思います。悪質な事業者がいれば、そのやり方はやめていただけませんかと言って、初期の段階で問題行為をやめていただいて、その被害が全国に広まるのを止めるという制度ですね。ただ、我々が国民生活審議会で議論している中で、おかしいと感じましたことは、こんな制度は機能しない、ということでした。それはなぜかといいますと、「適格団体ですよ」と認められて、一生懸命訴権を行使するようになりますと、その消費者団体は財政的にどんどん細っていくようになっているのです。消費者問題ということで取り組んで訴訟を起こせば、弁護士費用もかかりますし、訴訟のコストもかかります。訴権を与えてもらっても、財政的に続かなくなるようになっているのです。そこで、こういう消費者団体の訴権行使に伴う費用を補填するような基金を、行政がお金を出してほしいということではなくて、民間のレベルで、何らかの形でそれが動くよう、行政が何らかの働きかけを起こすことができないかと思っているのです。

例えば、これは新聞報道に基づいての情報であって、事実かどうかはわかりませんが、千葉県内である製鉄所が十数年間にわたって有害物質を海に垂れ流していた。これは十数年ですから、引き継ぎ事項の中でも、これはこういうふうにしるよということで現場でやってきたと思います。しかし、「会社としてはやってなかった」という言い方をしています。これだけの有害物質を十数年間流した場合、もしそれにきちんと取り組んでいけば、相当コストがかかっていたわけです。そのコストを省いて垂れ流してきた。これは、環境問題であると同時に、消費者問題でもあると思います。誰が被害を受けるかわかりませんが、それは魚が口に入れる。口に入れた魚は全国のいろいろなところに流通していく。被害は直接的には目に見えてきません。しかし、10年、20年先、それを口にした人の健康に、将来何らかの形で及んでくると思います。

こういった事件が起きたときに、その会社を直ぐにでも訴えなさいということではありません。「会社として我々はそういうことをやるつもりではなかった、しかし現場がそういうふうに勝手にやってしまった。実に残念だ」と、こういう姿勢を企業の方が明確に示されるのであれば、例えば十数年間そういったものが漏れないような形で取り組んだ場合のコストというものがあつたはずです。そのものについて、「千葉県にはこういう消費者利益のための基金があります、それはご自身の判断で結構ですから、こういった基金に、少なくともそのコスト分だけは入れるという方法もありますね」とアドバイスすることは出来ると思います。そして、その基金に入ったお金を、団体訴権にかかわるコストにあてていく、といったことも考えられるのではないのでしょうか。

国では、まだ議論の途中でなかなか結論が出ておりませんが、私は、県レベルとか自治体レベルでこういう動きを見せるのは非常にいいことではないかと思っております。要は、正しくやっている事業者が報われて、ルール違反をやったらそれはだめだよという仕組みをきちんとつくってあげること。その方が、真面目な事業者が報われると思います。

それを実現していく上での行政の役割を議論する必要があるのではないのでしょうか。

鎌野会長 具体的ないろいろなご提案まで、またこの場で議論することになるかと思えます。そのほかに何かございますか。

伊藤委員 資料2の2の「(3)基本計画における消費者政策の重点」の3番目でトレーサビリティのことが記載されていますが、これは今回新しく出てきた項目でしょうか。それと、県の条例のほうの関係でこのトレーサビリティシステムについてどのように考えていくのかということをおきたい。

というのは、今これはいろいろ言われている中で、来月は国のほうの農業の基本計画が閣議決定されることになって、言ってみればパブリックコメント、その辺のところをいろいろ集めたりしているはずで、私もそれは全部読んでいるのですが、我々経済団体との懇談会もありまして、そこでもトレーサビリティのシステムについては議論しているのですが、これは国内産のものだけじゃないので、大変なんですね、本当にやっていくと。こういうものについてどう扱っていくかということで、先ほど「行政のほうでつくるな」という話があったというのですが、こういう情報は、例えば農業もそうだし、経済もいろいろありますので、そういう情報は提供してもらわないと条例の中で判断していくのは難しいのではないかと、そんなことを思っています。今回初めてこれは出てきたものなのか、県としてもこの辺考えていかれるのかということだけお聞かせください。

山辺県民生活課長 資料2の「2.消費者基本計画について」の(3)の 食の安全とトレーサビリティの件、これは国で今つくろうとしている基本計画の概略を示したということで、県の計画は全く白紙でございます。

それから、特に農業の関係の食の安全ということでは、県庁の中の農林水産部、あるいはあっちと二人三脚というか、あるいは畜産などのトレーサビリティ関係は農林水産部のほうが中心になって動いているということでございます。

楠本委員 私もこういう会合は初めてなので、非常に基本的な問題ですけれども、一つ二つほどお聞きしたいのは、例えば、今、高先生のほうから非常に先進的な利益の吐き出しの問題とかそんな問題が出てきましたが、そういうものをこれから詰めていくといろいろな意見が出てくると思いますが、そういう形で結果としてまとめるときには両論併記になるのかということが一つ。

もう一つ、ここでいろいろ実り多いことが議論されると思いますが、その場合に、例えばホームページであるとか何らかの形で県民の方に公開されるのかどうか、その辺をお教えいただきたいと思えます。

山辺県民生活課長 ここでこれから次回以降いろいろ議論していただく目的の一つは、千葉県の消費者保護条例の改正の点ですので、条例の改正案ということについては、この審議会のさまざま意見あるいは提言を受けた上で、最終的には当局側というか知事が議会に最終案を提案するという形になります。ですから、その段階ですべての意見が中に入るかどうかは別にして、条例という形では、両論ではなくて一本という形になります。ただ、こ

れは形は条例ということだけではないので、審議会の中で、条例の部分あるいは条例以外の部分について、行政の長としての知事に何かこういうことを提言するという必要性があれば、そういう形のものはできるでしょうし、あるいは国の制度に対して千葉県の審議会として国に対して何かものを申す的な提言も、それはそれでできるでしょうし、それはここで決めていただければいい問題かなと考えています。

それから、審議の内容は、今回改正していただいて公開という形になりましたので、基本的には、この場に新聞記者あるいは一般の県民が入ってくるということも含めて、あるいは事後に議事録等についてホームページで公開していくといった形になると思います。これは今後の皆さんとの話し合いですが、議事録をホームページに掲載するときには、一言一言という形だともものすごく量が増えますので、議事概要という形で、これは皆様に1回返して、チェックしていただいた上で、うちのほうで取りまとめてホームページに流すという形になるかと思っています。

米田委員　私は委員でもあるし、部長でもあるし、なかなか難しいのですが。

いま課長が申しあげましたのは、さっき自分で言っていたのですが、生の形で取り上げなさいというのが今までの知事の方針でありますから、基本的には役人は取りまとめないということで私は行きたいと思っています。さっきの「公開しないことができる」というのは、個人のプライバシーに関することとか、どうしても公開してはいけないものがありますから、それらはそこのところは考えなければいけません、まとめてやるというのは、ネット上重たいからやめるという議論ではない。基本的には全部公開であるということでご理解いただいたほうがよろしいかと思っています。

余計なことを少し申し上げたいのですが、さっき高先生から「日本一か、そこそこやるのか」というお話がありましたが、役人としてはそこそやりたいところですが、今までの方針でいけば、これは日本一かどうかわかりませんが、消費者と行政が最も近い、一番距離が短い条例をつくりたいというのが我々の心であります。

高委員　おそらく我々が目指している社会というのは、より安全でより公正な社会、そういう社会ではないでしょうか。そのときに、今、事業者が何らかの問題があって、それが表に出た。その出てきた結果、やったことに対して厳しく処分するというのは合理的だと思うのですが、他人に見つけられて問題がわかった場合と、自分のところで一生懸命取り組んでいて、例えば内部監査の中で自分で見つけて、それを主体的に公表した場合とでは、雲泥の差があると思います。現在、三井物産は随分批判されていますが、私は、あの会社は内部の仕組みは動いていたと感じています。現場の若い人間が、自責の念に駆られて耐えられなくて、実は自分はこのことをやったのだと告白したわけです。今は、真面目にやろうという会社は、積極的にだめなものが見つければ、出せ、ということで、問題を出来るだけ迅速に出していきます。ですから、出てきた結果だけを見て、またこんなことがあったのかとたたく、つまり、消費者がこういう風にしか反応しないとすれば、実は、社会は我々の望む方向には進んでいかなくなると思います。やっぱり黙ってた方がよい、ということになってしまうからです。ですから、どういう形で見つけて出してきたのかという、プロセスまで見て、法人に対する行政処分の内容などを決めていくべきだと思います。

先ほどの製鉄所の話になりますと、本来出すべききちんとしたデータを出さないで偽ってやったというその行為に対する刑事罰か、あるいは行政上の処分があるのかもかもしれませんが、この場合、消費者は何らかの損害を被ったということは言えない。しかし環境犯罪で、それは将来必ず何らか

の形で影響が出てくるわけです。アメリカであれば、それをやったことに対しては、将来10年か20年後にそういう被害を受けた人たちの患者さんが出てくるだろうと見込んで、今の時点でファンド（信託）を設立させます。そういったものまで作るべきだとは言いませんが、やっぱり「やり得」という形で終わらせないような、千葉県の条例はかなり進んでいるなど感じられるようなものを作ることができれば良いなと思っています。それが将来は国にはね返っていくぐらいのものがつくれば幸いです。

村委員　今まで出ていた話と全然違う話ですが、資料の2ページの基本計画の部分で、この基本計画というのは国が今まとめにかかっている部分だということがわかったのですが、（5）で千葉県の場合には基本計画にあたるものとして大綱があるという説明があります。平成7年に策定しているけれども見直しが必要だろうということが指摘されています。千葉県の条例をどうするかという問題は、おそらく県のレベルでの基本計画的なものをどう考えるかということと密接に結びついているのではないかと思います。ここで条例の改正について検討するということは明確に提出されているわけですが、では大綱はいつの時点でどこがするのか、どういうふうに議論するのか、条例の見直しとその絡みのところはどこを見るのかということが示されておりません。そのあたりはどんなふうな仕組みになっていて、どんなふうな手続を進める予定なのかということ、今わかっている範囲で結構ですので、お教えいただければと思います。

宮崎消費者行政推進室長　いま村先生がおっしゃるとおりでございます。私どもも基本的には条例と基本計画については密接しているものであろうということで、条例を検討していく上で基本計画というのは離せないもので、どっちがどっちになるか渾然一体となるようなものではないかと考えております。私ども、まず条例が先にできるであろうけれども、つくる段階では当然基本計画を見通した中身が検討されてくるのではないかと考えております。実際に作業を行っていく上では、そういう形になるのではないかと考えております。ただ、進め方として、今、私どもの部長、課長から出ておりますとおり、県民の意見がどういう形でまとまっていくかということがございますので、うまく基本計画に結びつくような形になっていくのかどうかは、その段階ではわかりません。県民から出てくるのは、直接条例的なものというよりも、施策なり計画に近いものが意見として出てくるのではないかと予想しているところでございます。

鎌野会長　先ほどから私も疑問に思っていた点ですが、確認いたしますと、こういうことですか。まず作業は、条例とこの基本計画、実質的には同時並行的に行う。形式的には、先ほど話があったように、条例のほうが先にできて、その条例の中に「基本計画を県は策定するものとする」という明文規定を入れるという理解でよろしいですか。あるいは違うのか。

山辺県民生活課長　今、会長がおっしゃられたとおりです。法律もそうだったのですが、今の保護条例ではこういう言葉はございません。したがって、流れとしては、きちんと条例の中で「基本計画」という言葉を入れ込んで、その条例が成立後に条例に基づいて基本計画をつくっていくという作業になると思います。ただ、今やっている県民とのいろいろな意見交換会の中のいろいろな意見には、基本計画に反映させるものも結構いろいろ出てくるだろうと。したがって、条例が改正された後に、また多分こういう審議会でも基本計画のご意見を伺うのですが、こういう場にそういう県民から出たいろいろな意見も紹介していきたいと考えています。



鎌野会長 一応形式的には分けるけれども、この審議会でも、条例だけではなくて基本計画についても審議の対象にしているいろいろな意見を述べる、という理解でよろしいですか。

山辺県民生活課長 はい。

鎌野会長 どうもありがとうございました。だんだんいろいろなことが明らかになってきました。

そのほかに意見はございませんか。特にまだご発言がない委員から何かございましたら。

高委員 団体訴権を行使しようということで消費者団体の方が頑張り始めて、多分最初にぶつかるのは情報収集だと思います。そのときには、消費者センターなどに集まっている情報はほとんど使えない状況になっている。これを何とか仕組みを考えていただいて、もう少し適格消費者団体が見えるような形にしてもらいたいと思います。具体的に適格消費者団体というのができて、情報収集活動まで入れてやり始めると、1件訴訟を起こすのに、情報収集だけで800万円くらいかかるのです。ですから、消費者センターなどにある情報を限定された消費者団体がもう少し見えるような形にしてもらえるとありがたい。条例の中でその可能性を探ってもらえると助かります

鎌野会長 そういったことです。この問題点は非常に大きな問題ですので、次回以降また検討したいと思います。

楠本委員 今、私も条例と基本計画の関係についてどういうことなのかなと思っていたのですが、よくわかりました。一緒にあわせて検討していくということだと、やはりその元になるのは千葉県消費者行政施策大綱。これを一応見てみたいと思いますので、次回、資料としていただければと思います。

宮崎消費者行政推進室長 この会議が終わりましたら早速送りますので、お目通し願いたいと思います。

陶山委員 県民の意見を収集するということが意見交換会を各地でやるということですが、この意見については我々にも資料として配付していただくことになるのでしょうか。

山辺県民生活課長 できるだけまとめない形のを皆様方に資料として出していきたいと思います。

山田委員 同時に、意見交換会、学習会を開催する側に立っている者ですが、この辺のいろいろな意見とか、その中で出されたものがありますが、これは主催者団体がきちっとまとめるのか、行政の方がこの場に来られて、こんな意見が出たよと取っていただくのか、その辺曖昧になっているなという気がして、私自身、審議委員でありながら学習会も企てているという両方の立場がありまして、できるだけその問題は自分としてもパイプ役ということで反映していきたいと思っているのですが、その辺、あり方がどうなっているのかなど。意見収集をどのようにしようとなさっているのかということ。

それから、消費者大綱、平成7年にできたものがございますが、この間10年経っているわけで、この辺、大綱に関するまとめみたいなものがあるのかないのか、もしまとめたものがあるようでしたら、同時にいただきたいと思いました。

大綱に対して、具体的には消費者行政のこういうことに基づくとということ、10年間やっていらっしゃるわけですね。10年経ってみて、この大綱がどこに不備があったり、どうなのか。この中には「幾つか食い違っています」と書いてございましたが、この食い違っているものが何なのか。その辺は私たちが読んで発見するのか。そういうまとめたものがあるのでしたら、出していただきたいと思ったのですが。

宮崎消費者行政推進室長　最初の勉強会なり何なりの意見の出し方ですが、「まとめるな」という形なもので。私どもは今のところ職員 2 名で行っておりますが、一生懸命筆記して、聞いた形になっています。実際言いますと、出された意見が煮詰まって一つの形になっていったら私どもはありがたい。それを一つの形にするのを、こちらの行政側ではやるなという指示でございます。行政がやると、どうしても自分の考えで自分のほうに意見的に持っていくたがる、あなたたちはそういう形ですとやってきたという話がございましたもので、それは皆様方がいろいろな意見を出された中で一つの形にまとめていただきたい。それぞれの勉強会で出された意見について、生のままで出すということであれば、私どもが一生懸命筆記したものを出すということが考えられると思いますが、そうなるとかかなり重複するとかいろいろな問題が出てくるということがありますので、そこをどういう形にしたらいいかということをご相談させていただきたいと思っております。ただ、一つの形になる段階では、それぞれのところで皆様方でまとめていただく。行政が、こういうことではないですか、こういうふうにまとめたほうがよろしいのではないですかというのはやめなさいと言われておりますので、そういうところまでは私どもはやらないという形を考えてございます。

あと大綱の関係ですか、私どもは実は検証してございませんので、送る段階でいろいろ検証して一緒に送るような形を取りたいと思っております。

村委員　今の委員の 2 点目と重複するかもわからないですが、大綱の関係に関しては見方が二つあると思っております。一つは、今回、基本法が改正されて、新たな基本計画ができて、その基本計画と大綱との齟齬といいますか不十分な部分の見直しは一つある。それは見ればわかることかもしれないと思うのですが、もう一つは、今指摘されたように、平成 7 年に大綱をおつくりになって、10 年間やってこられたわけです。そうすると、こういうものは作りっぱなしでは全然意味がありませんから、つくって、それに沿って実施をしてきた成果とか反省というようなものが……。こういうものをつくって実施をして定着させていくためには、つくった段階で計画が織り込まれているのではないかと観念的に私は思うわけです。そうすると、例えば大綱で 10 年計画でつくったとすれば、5 年ごとに見直して定着度を見るとか、うまくいってないのであれば微調整をしてこられたのではないかとと思うので、もしそういう精査を今までされたのであれば、そういうものもあわせてお出しただけだと、千葉県の場合はこの大綱に基づいてどこまで来ているということがわかると思うのです。もしそれがまだしていないのであれば、今回、できる範囲でも結構ですので、そのあたりもお教えいただくと、なお足りないところとか、大綱ではまとめてみたもののまだ至らないところはどうか工夫すればいいとか、もう少し具体的なより現実的な基本計画の議論ができるたたき台にならないかなと思っておりますので、これはお願いしたいと思います。

鎌野会長　その点をよろしくお願いいたします。いろいろ要望を申し上げますが、ぜひ。それから先ほどの、まとめない、そのままの資料というのですが、やはりその段階ではこの審議会で議論しやすいような形でのまとめが必要になってくると思っておりますので、その点も負担をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

山辺県民生活課長　意見交換の場というのはいろいろな場がありますので、行ったところによってはこんな話も、こんな話も、こんな話もというような場があります。そういうのはそ

ういう形で出ましたよ、あるいは、例えばきょうの意見交換の結果、消費者団体のグループの意思として県にこういう要望をするよというのは、もちろんそういう形で出していたで、それはそれでよろしいかと思えます。

上原委員 勉強会の開催状況が3月末まで書いてありますが、年度が変わって4月の状況はある程度決まっているのですか。審議会の開催もあると思えますが、この勉強会は大体いつ頃……例えば1年後とか半年ぐらいで終了してとか、そういうある程度の計画みたいなものはできているのですか。

宮崎消費者行政推進室長 私どもの計画という形ではなくて、それぞれの消費者団体なりグループでやっていただくという形になっておりますので、特段いつどこでということではございません。ここに書いてあるのは3月いっぱいまでの話で、今のところ話があるところです。あとは、4月には何件かこちらのほうに連絡は入っていますが、まだ件数的にはそんなにないです。私どもは呼びかけながらやっていますので、1回やったところでもまたやっていただけたところも出てくるかと思えますが、いろいろな形で開催していただけたらと考えております。

いつぐらいまでというのは、機が熟すことなもので、夏ぐらいまでに集中的にできたらと思えますが、その辺を私どもは目途としていきたいと考えております。

鎌野会長 当面、こういった勉強会を続けて、ただ機を熟すのを待っていたらなかなかということがありますので、ある区切りのところで、そう遠くないときに、それを先ほど言ったような形でおまとめいただいて、またこの審議会の場に持ってくるという理解でよろしいですか。機が熟すというのはそういった意味で、ある程度のところでは一応一区切り置いてという形で。せっかく今回非常に活発なご意見も出たので、あまり時期が長引かないほうがよろしいかと思えます。

田島委員 ただいまの勉強会の開催状況のところで、文言の訂正をしておいたほうがいいと思えます。3月22日に「千葉県生活協同組合連合会主催」と書いてありますが、私は生活協同組合連合会の役員も主としてやっておりまして、生協連も主催ですが、千葉県消費者団体連絡協議会、消費者団体千葉県連絡会、千葉県連合婦人会、その4者が主催で、あと千葉県が共催という形でやっていますので、生協連だけ主催となるとよろしくないかなと。

鎌野会長 このペーパーも公開されるのですね。ですから、その点よろしくお願いします。

田島委員 正しく書いていただければ。

それと、ただいまご意見があった全体のプロセスですが、きょう出された意見等を見ますと、例えば県民とかいろいろな消費者、事業者の意見を聞いた上で、機が熟して審議会ということも含めて、1度全体の大まかなプロセスをこの審議会の中で確認を。この時期にこういうことをやらないと時間が足りなくなったり、時間切れになったり、あるいはどこかで集中して議論しないとどうも条例まで持っていけないとか、各委員が持っているイメージとかご意見等も含めて、1度、ラフでもいいと思えますが、そこら辺を議論した上で、足りないものはみんなで意見を入れて充実させていくとか、あるいは全体の県の意向もあるでしょうから、その意向に沿わせて、こういうプロセスをつくっていかうとか、そういう場があったほうがよいような気もしましたので、次回の審議会はいつぐらいかわからないですが、あまり遠くない時期に1度審議会を開いていただいて、きょう出た意見の中で議論できることと、全体的なプロセスの基本確認といえますが、状況によっては変更

もあるでしょうけれども、そういうことをお願いできればと思っております。

鎌野会長 ぜひ、全体条例制定に至るまでのプロセス、またこの審議会の位置づけというか、そういったことを大まかに示していただければと思います。

山辺県民生活課長 いま田島委員から話がありましたことについて、この3月ぐらいに幾つかの意見交換会ができるわけですので、4月になるか、あるいは5月になるか、そのくらいのときに、いま田島委員から話があった、今後この審議会をどういうふうに進めていこうかという意見も含めて、審議会の日程を調整したいと思っております。そのときに、それまでに終わったいろいろな意見交換会で出た話などについてもここでご紹介させていただきたいと思っております。

和田委員 このまま公開されるとすれば、今のところですが、私のところでやりましたのが題が違うのですね。「売れる野菜と消費者基本法」ではなくて「売れる野菜づくりと消費者基本法」と。

これはどういう意味で私たちの勉強会としたかといいますと、農家の方たちにも、消費者基本法というもので私たちは選ぶ権利とかそういうものが保障されていて、これからトレーサビリティのシステムもできていくのだよということを知っていただきたいという思いと、両方を兼ねてこういう企画にしたのです。ですから、実際には消費者基本法ができて、これから県の条例をつくりますので、そこに皆さん方の意見があればいただきたいと言いましても、いらっしゃった方にはあまりピンと来なくて、条例についての意見はあまり出なかったというのが実情だと思います。私は、保護がなくなったからといって、自立、自立と言っても、消費者が本当に自立できるのか、自立するための方策は行政のほうでいろいろやっていただかないと困るのではないかと思う、という話をいたしましたけれども、それが意見になったのでしょうか。どういうふうにまとめていただいたのかがわからないのです。

鎌野会長 非常に大きな論点だと思います。今後、その点、大きな問題としてここでも議論されると思います。

そのほか、何かございますか。

あるいはまだまだあるのかもしれませんが、本日のところは最初の出発点ということで、継続的にこの審議会で審議をしていきたいと思っております。

本日予定いたしました議事等は、以上ですべて終了いたしました。それを前提に、各委員さん、あるいは事務局のほうから何かご発言があるでしょうか。(発言なし)

それでは、これで議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

## 閉 会

司 会 以上をもちまして、本日の消費者行政審議会を閉会いたします。長時間にわたり活発なご意見、ありがとうございました。

以上